

再処理施設

設工認申請に係る対応状況

令和4年10月13日

目次

- 1. 再処理施設 第1回申請の対応状況**
- 2. 第1回申請の反省事項と反省事項を踏まえた対応**
- 3. 第2回設工認申請の方針**

1. 再処理施設 第1回申請の対応状況

- ◆ 設工認申請書(第1回申請)の補正書提出(令和4年7月28日)以降、申請書の記載拡充すべき内容について説明。

【審査の状況】

逐次更新

- ✓ 主要な技術的論点：説明完了
耐震関係(地盤モデル、液状化等)、外部衝撃関係(耐火塗装範囲の見直し等)
 - ✓ MOX燃料加工施設との整合：説明中
施設に共通する条文(閉じ込めの機能等)の基本設計方針における「施設共通として記載する内容」と「個別施設として記載する内容」の記載方針
 - ✓ 再処理施設特有：概ね説明完了
外部衝撃(竜巻等)や溢水・薬品等に対する屋外施設の防護の記載方針等
 - ✓ 設工認申請対象設備の明確化：説明中
溶解設備とその関連の安全冷却水、換気設備等を代表に抽出のプロセスの妥当性
 - ✓ 類型化とそれに基づく代表設備機器等の選定：説明中
「耐震」における類型化の基本ロジックを「材料・構造」へ展開
- ⇒ これら説明内容を反映した補正書を近々に提出する。

2. 第1回申請の反省事項と反省事項を踏まえた対応

◆ 第1回申請の反省事項

- ✓ 技術的論点（地盤、液状化 他）の説明においては、既認可や当初の設計に固執するあまり、規制庁の指摘に対する認識のズレや理解不足による手戻りの発生によりその解決に時間を要した。
- ✓ 国内唯一の施設で前例もなく設備数も膨大にあることから、申請書に記載すべき事項や申請対象設備の明確化から整理する必要があり時間を要した。
- ✓ 関連する資料間の連携は改善されつつも全般的な指摘事項に対しての所管間の連携は十分でなく、資料間ごとの不整合や指摘事項の展開漏れが発生し、資料品質向上に時間を要した。

◆ 反省事項を踏まえた対応

- ✓ 社内からは事業許可対応の経験者等を、社外からは審査経験豊富な電力支援等にてコミュニケーションが密となる体制強化を行い、これらの要員を核とした体制にて、ヒアリングや面談で規制庁と早期に方向性の認識共有を図り、手戻りの発生による無駄を排除する。
- ✓ 申請書に記載すべき事項等の設工認の記載方針は第1回申請で整理できており、第2回申請に適切に反映する。
- ✓ レビューを担う取りまとめ所管が資料作成に関与することで、課題や進め方を横断的に確認し、資料の品質を向上させる。

3. 第2回設工認申請の方針

【全般】

- ✓ 今回の設工認申請は、新規制基準を受けた変更申請であり、新規制基準で新たに要求が追加された事項、追加された設備に対して設計方針等を示す。
- ✓ 新規制基準を踏まえても既認可から変更のない事項については、設工認申請書本文、添付書類等について、再処理施設の特徴を踏まえた上で、発電炉の設工認を参考として記載の適正化を行う。

【類型化】

- ✓ 再処理施設は、申請対象設備が多いことから、設工認申請においては、類型化の考え方を取り入れ、合理的な申請書作りを行う。なお、約2.5万機器とした申請対象設備のうち、9割は構造に変更はなく、新規制基準を受けて新設された設備は約3,000機器程度である。
- ✓ 具体的には、設計方針、評価方針（計算方針）を踏まえて、対象となる設備を類型化し、各々の評価方針（計算方針）等ごとに代表設備を選定し、代表設備に対して設計方針から評価結果（計算結果）までの一連の設計を示すとともに、代表以外の設備については計算結果を示す。
- ✓ 分割申請計画を、次回以降の申請を同時期にまとめる申請に変更することで、上記に示す類型化がより有効となり、効率的な説明が可能となる。
（3つの時期に9分割から、2つの時期に5分割で申請予定に見直す。）